ハ　水産加工品の原材料若しくは製品の転換又は加工若しくは製造の方法の改善
ニ　漁業又は水産加工業の経営の開始
ホ　自然災害その他のやむを得ない事由により中断していた漁業又は水産加工業の経営の再開
八　密漁監視施設資金（密漁の監視に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金をいう。）
九　水産業労働力確保施設資金（水産業労働力確保施設（労働者の利用に供する宿泊施設及び食堂、浴室その他の休憩施設をいう。）の改良、造成又は取得に必要な資金をいう。以下同じ。）

8　令第二条の表の第七号の償還期限の欄に規定する農林水産大臣が指定する期間及び同号の据置期間の欄に規定する農林水産大臣が指定する期間は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の償還期限及び据置期間の欄に掲げるとおりとする。

資金の種類	償還期限	据置期間
一　漁村給排水施設資金、漁家住宅資金及び水産業労働力確保施設資金	十五年	三年
二　初度的経営資金	五年	二年
三　前二号に掲げる資金以外の資金	十二年（漁業協同組合等に貸し付けられるものにあっては、十五年）	二年（漁業協同組合等に貸し付けられるものにあっては、三年）

（貸付金の合計額が貸付限度額を超えることについての理由）
第三条　法第二条第三項第一号の農林水産大臣が定める理由は、次のとおりとする。
一　当該資金を借り入れる漁業者等に係る貸付金の合計額が、当該漁業者等の経営規模及び事業計画からみて妥当なものであること。
二　当該資金が、当該漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に特に資すると認められる漁船の改造、建造又は取得、施設の改良、造成又は取得、水産動植物の種苗の購入又は育成その他の取組に必要な資金であること。

（貸付限度額が三億六千万円である者）
第四条　令第三条の農林水産大臣の定める者は、次に掲げる者とする。
一　令第三条第一号に掲げる者であって、総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な令第二条の表の第一号の資金の種類の欄に掲げる資金を借り受ける者
二　令第三条第二号に掲げる者であって、養殖業に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は水産動植物の種苗の購入若しくは育成に必要な令第二条の表の第二号から第五号までの資金の種類の欄に掲げる資金を借り受ける者
三　令第三条第三号に掲げる者であって、総トン数二十トン未満の漁船の建造若しくは取得若しくは改造後の漁船の総トン数が二十トン未満である場合におけるその漁船の改造、養殖業に必要な施設の改良、造成若しくは取得、水産動植物の種苗の購入若しくは育成又は水産加工業に必要な施設の改良、造成若しくは取得に必要な令第二条の表の第一号から第五号までの資金の種類の欄に掲げる資金を借り受ける者

（貸付限度額が九千万円である者）
第五条　令第四条第一号の農林水産大臣の定める者は、次に掲げる者とする。
一　漁船を使用する漁業（養殖業を除く。）に必要な総トン数二十トン未満の漁船の建造若しくは取得若しくは改造後の漁船の総トン数が二十トン未満である場合におけるその漁船の改造又は施設の改良、造成若しくは取得に必要な令第二条の表の第一号から第四号までの資金の種類の欄に掲げる資金を借り受ける者
二　養殖業に必要な総トン数二十トン未満の漁船の建造若しくは取得若しくは改造後の漁船の総トン数が二十トン未満である場合におけるその漁船の改造、施設の改良、造成若しくは取得又は水産動植物の種苗の購入若しくは育成に必要な令第二条の表の第一号から第五号までの資金の種類の欄に掲げる資金を借り受ける者
三　漁家民宿施設の改良又は造成に必要な令第二条の表の第七号の資金の種類の欄に掲げる資金を借り受ける者

（貸付限度額が三億六千万円である団体）
第六条　令第六条の農林水産大臣が定める団体は、次に掲げる団体とする。
一　令第六条第一号に掲げる団体であって、総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な令第二条の表の第一号の資金の種類の欄に掲げる資金を借り受ける団体
二　令第六条第二号に掲げる団体であって、養殖業に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は水産動植物の種苗の購入若しくは育成に必要な令第二条の表の第二号から第五号までの資金の種類の欄に掲げる資金を借り受ける団体
三　令第六条第三号に掲げる団体であって、総トン数二十トン未満の漁船の建造若しくは取得若しくは改造後の漁船の総トン数が二十トン未満である場合におけるその漁船の改造又は水産加工業に必要な施設の改良、造成若しくは取得に必要な令第二条の表の第一号から第三号までの資金の種類の欄に掲げる資金を借り受ける団体

（貸付利率の上限）
第七条　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。

資金の種類	貸付利率
一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一厘
二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年一厘五毛
三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一厘
四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一厘
五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一厘
六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年一厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年一厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年一厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一厘

（利子補給率の上限）
第八条　法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年二厘とする。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。